

平成 28 年 4 月 1 日

中野区立塔山小学校 「いじめ防止基本指針」

中野区立塔山小学校
校長 蝶名林 義憲

塔山小学校では、人権尊重の理念に基づき、塔山小学校のすべての児童が、安心して楽しい学校生活を送ることができるように、いじめの根絶を目的に「いじめ基本方針」を策定した。

1 いじめ防止に向けての基本方針

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。

いじめの定義（平成 25 年 6 月 28 日交付 いじめ防止対策推進法第 2 条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの解決の定義

双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すことを持って判断される。

- (2) いじめほどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせない未然防止の姿勢を全教職員で共有する。

2 いじめ対策のための校内組織

- (1) 校長、副校長、生活指導主幹、教務主幹、保健主幹、低中高代表、とうのやま学級主任、養護教諭、特別支援コーディネーターによる「塔山小学校いじめ防止対策委員会」を設置して、スクールカウンセラー、心の教室相談員等と情報共有しながら、日頃より学校生活における児童や学級の様子の把握や情報共有に努める。
- (2) いじめの発見・通報を受けた教員は、直ちに管理職・生活指導主任・学年主任に報告する。決して一人で対処しようとしなない。
- (3) いじめ防止対策委員会が中心になり、速やかに関係児童からの聞き取りを行い、いじめの事実の有無を確認するなど、組織的に対応する。

3 具体的な取組計画

- (1) 未然防止の取組内容
- ① 児童が規律ある態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団作りを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め会える人間関係や学校の雰囲気を作っていく。
 - ② 児童朝会や学年・学級活動などで日常的にいじめについて触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。
 - ③ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、すべての教育活動を通じた道徳教育および特別活動等の充実を図る。
 - ・道徳教育の充実
 - ・「人権教育プログラム」等を活用した校内研修の充実
 - ・道徳授業地区公開講座の充実
 - ・縦割り班を中心とした活動の充実
 - ・生活指導の小中連携

(2) 「早期発見」の取組内容

- ① 日常的な観察
休み時間や放課後の雑談の中などで、児童の様子に目を配る。また、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ② 教育相談、7月、12月の年間2回の個人面談等を利用して、保護者から児童の悩みを個別に聞く機会を設ける。
- ③ スクールカウンセラー、心の教室相談員等による相談窓口について、お便りで周知する。また、相談窓口情報の一覧を作成し、教室に掲示したり、家庭に配布したりして児童が速やかに相談できるようにする。
- ④ 定期的なアンケート
ふれあい月間のアンケートを活用する。また生活実態全般に関わる学年の取組としてアンケートを実施したり、児童との面談を行ったりする。
- ⑤ ネットいじめへの対応
セーフティ教室、SNS塔山ルールなどを通じて情報モラルを高める指導に取り組む。保護者に対しても、情報モラルについて理解を求める。
- ⑥ いじめ防止のための教員研修や情報提供を、職員会議や生活指導夕会を利用して行う。

(3) 「早期対応」の取り組み内容

- ① 「いじめは絶対に許されない」姿勢で、学年体制で(学年を超えている場合は関係学年体制で本人や周囲の児童から聞き取りを行う。
- ② いじめ防止対策委員会を開き、事実確認といじめの原因と背景を調査していじめを継続させない
対応策をとる。
- ③ 被害児童の身体的、精神的な被害状況の把握とスクールカウンセラー等と連携した適切な初期対応をする。
- ④ 被害児童の保護者には、いじめ解決に向けた学校の方針、取組等を伝え、理解を求め、協力してもらう。
- ⑤ 加害児童に対しては、行為・行動の事実確認と強い指導で、本人に反省と謝罪を促す。
- ⑥ 加害児童の保護者には、事実を伝え、子どもの言い分と事実の整合性を図り、学校と同じ姿勢で解決を図ることを依頼する。
事実確認後、被害児童に謝罪等誠意ある対応をするように、家庭で我が子に指導する。
- ⑦ 必要に応じて、警察や児童相談所等関係機関と連携を図る。
- ⑧ 傍観している児童に対しては、「いじめを傍観していることは、いじていることと同じである。」ことを日頃より指導する。
- ⑨ 解決後も、全教員、スクールカウンセラーで、いじめの防止の指導を継続する。

(4) 「重大事態への対処」の取組内容

- ① いじめ防止対策委員会が主になり、被害児童を安全な場所に確保し、スクールカウンセラーなどが適切な対応をとる。
- ② 学級の児童全員から聞き取りを行い、事実確認をする。
- ③ 加害児童から個別に話を聞き、相手の心情を推測させながら、自分の行為の重大さに気づかせる。
- ④ 区教委、児童相談所等関係機関と連携して解決を図る。
- ⑤ 双方の保護者に連絡し、学校が把握した事実を話すとともに、保護者からさらに話を聞き取ってもらい、事実を照合する。
- ⑥ 学校は、双方の保護者同席の下、事実と双方の児童の心情に基づき、謝罪と理解を促す。双方の子どもをよりよく育成する方向で、合意を図る。

4 教育委員会や関係機関との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

(2) いじめにより心身に著しい被害が生じた場合は、中野区教育委員会、中野区教育相談室、中野区子ども家庭支援センター、東京都杉並児童相談所等、関係機関と連携して対応する。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、双方の保護者に事実を伝え、いじめを受けた児童とその保護者には支援を、いじめを行った児童とその保護者に対しては助言を行う。また、事実確認により判明した事案に関する情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情にまかせて一方的に行うのではなく、教育的配慮を十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

7 児童による取組の推進

いじめの問題の解決に向けて、あいさつ運動や、いじめ防止ポスターなど、児童自身が主体的に取り組む活動を推進する。

8 保護者や地域との連携

(1) 家庭との連携

- ・自分の子どものストレスや不安に早期に気づいてほしい。
- ・子どもの話に熱心に耳を傾け、子どもの気持ちや悩みを受け止めてほしい。
- ・子どもに社会の基本的ルールをしっかりと教えてほしい。
- ・体験を通して、他者とのかかわり方を学ばせてほしい。

(2) 地域との連携

- ・地域の中で子どもを育てるという意識を持ってほしい。
- ・あいさつ運動や自然体験活動等の地域活動を活性化させてほしい。
- ・子どもの気になる言動があったら学校に情報提供してほしい。

9 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、改善を行う。